

重要事項説明書

令和7年1月1日現在

1.当施設が提供するサービスについての相談窓口

支援相談員 天野秀郎・柏崎雄也・田村直康
電話 0744-46-1311(代)

2.介護老人保健施設シルバーケアまほろばの概要

(1) サービスを提供する施設名等

施設の名称 介護老人保健施設シルバーケアまほろば
所在地 奈良県桜井市大字阿部323番地
介護保険指定番号 奈良県指定 第2950480067号

(2) 施設の職員体制

職種	正職員	臨時職員	合計	備考
施設長	1		1	医師兼務
医師	1	2	3	通所・訪問リハビリと兼務
支援相談員	3		3	
理学療法士 又は 作業療法士	7	2	8	通所・訪問リハビリと兼務
看護師	8	3	11	
介護職員	介護福祉士	24	2	26
	介護職員	2	14	16
介護支援専門員	2		2	
管理栄養士	2	1	2	
事務職員	5		5	
合計	54	24	76	

(3) 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	施設を代表し、施設職員を指揮するとともに、施設全体の業務の実施状況を把握し、施設管理を行う。
医師	入所者に対する、健康管理及び療養上の指導を行う。
介護支援専門員	入所者に対する施設サービス計画の作成を行う。
支援相談員	入所者及びその家族からの生活相談、その他の相談業務を行う。
看護職員	入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士	入所者が日常生活を営む上で必要な機能を改善し、または機能の減退を防止するための訓練を行う。
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
薬剤師	入所者が使用する薬剤の調剤、管理及び服薬指導を行う。
管理栄養士	入所者に提供する食事の栄養・献立の作成及び入所者及びその家族に対する栄養指導を行う。
事務職員	施設運営上必要な事務を行う。

(4) 施設の概要

定員 入所定員 100名 通所リハビリ 35名
療養室 2階、3階 (4人室 21室)、(2人室 3室)、(個室 10室)
浴室 1階に設置(一般浴槽、機械浴槽、個別浴槽)

食堂 2階、3階ともそれぞれ談話室を兼ねて設置
機能訓練室 1階に設置

3.施設サービスの主な内容

- 居室 居室は当施設の空床を利用させていただきます。
居室の種類により基本給付負担金及び居住費が変わります。
- 送迎 利用者の希望によって送迎を行います。送迎の区域は桜井市、橿原市、天理市、宇陀市、田原本町、高取町、明日香村です。
- 食事 朝食 午前8時から
昼食 午後0時から(おやつ 午後3時)
夕食 午後6時から
○2階・3階の食堂において食事させていただきます。
- 入浴 入浴は原則として、一般浴週2回といたしております。
ただし、利用者の身体の状態によって変更及び特別浴又は清拭となる場合があります。
- 看護・介護 施設サービス計画(ケアプラン)に従って、医療的な管理のもとでの看護並びに日常生活における介護(着替え・排泄・食事などの介助及びおむつの交換・体位変換・施設内での散歩等の付き添い等)を行います。
- 機能訓練 主として1階機能訓練室で理学療法士及び作業療法士の指導により機能訓練を行うほか、日常生活における介護等に関してもリハビリテーションとして位置づけ機能訓練を行います。
- 生活相談 施設常勤の支援相談員が、施設での日常生活並びに自宅における介護その他各種相談に応じます。
- 健康管理 施設医師により入所者の健康管理を行っておりますが、容態の急変等のときは協力病院(済生会中和病院)等に依頼し、処置をします。
- 療養食の提供 通常の食事については、管理栄養士の管理のもと栄養価を考慮して提供します。
糖尿病や高血圧等による食事制限がある入所者などについては、医師の指示に従い療養食の提供をします。
- その他事項 その他施設では入所者が施設での生活を楽しく過ごせるように、レクリエーション等に季節を取り入れた行事を行います。

4.利用料金

(1) 介護給付一部負担金(保険給付費の1割額。但し、一定以上所得者は2割及び3割額)

① 基本介護サービス費

ア 基本型(在宅復帰指標20~59)

(単位:円)

区分	1割負担額		2割負担額		3割負担額	
	1日あたり自己負担金 個室	1日あたり自己負担金 多床室	1日あたり自己負担金 個室	1日あたり自己負担金 多床室	1日あたり自己負担金 個室	1日あたり自己負担金 多床室
要支援1	579	613	1,158	1,226	1,737	1,839
要支援2	726	774	1,452	1,548	2,178	2,322
要介護1	753	830	1,506	1,660	2,259	2,490
要介護2	801	880	1,602	1,760	2,403	2,640
要介護3	864	944	1,728	1,888	2,592	2,832
要介護4	918	997	1,836	1,994	2,754	2,991
要介護5	971	1,052	1,942	2,104	2,913	3,156

イ 在宅強化型(在宅復帰指標60以上) (単位:円)

区分	1割負担額		2割負担額		3割負担額	
	1日あたり自己負担金		1日あたり自己負担金		1日あたり自己負担金	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要支援1	632	672	1,264	1,344	1,896	2,016
要支援2	778	834	1,556	1,668	2,334	2,502
要介護1	819	902	1,638	1,804	2,457	2,706
要介護2	893	979	1,786	1,958	2,679	2,937
要介護3	958	1,044	1,916	2,088	2,874	3,132
要介護4	1,017	1,102	2,034	2,204	3,051	3,306
要介護5	1,074	1,161	2,148	2,322	3,222	3,483

② 主な加算給付 (1日あたり、単位:円)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
夜勤職員配置加算	24	48	72
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	200	300
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	20	30
個別リハビリテーション実施加算	240	480	720
送迎加算(片道につき)	184	368	552
療養食加算(1食につき)	8	16	24
緊急短期入所受入加算	90	180	270
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)【指標40~59】	51	102	153
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)【指標70以上】	51	102	153
重度療養管理加算	120	240	360
総合医学管理加算	275	550	825
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	6	9
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	8	12
口腔連携強化加算	50	100	150
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600
緊急時治療管理	518	1,036	1,554

その他加算給付が発生した場合はその1割、2割又は3割相当額が加算されます。
 ※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)7.5%が加算されます。
 また桜井市は地域区分が7級地ですので地域区分加算として1.4%加算されます。

(2) 食事費

朝食・・・500円、昼食・・・750円、おやつ・・・100円、夕食・・・750円、1日当たり2,100円
 ただし、以下の要件に該当される方は下記の料金を減額されます。

区分	負担金/日
第1段階 生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者	300円
第2段階 市町村民税世帯非課税で合計所得+年金収入の合計が80万円以下	600円
第3段階① 市町村民税世帯非課税で合計所得+年金収入の合計が80万円超120万円以下	1,000円
第3段階② 市町村民税世帯非課税で合計所得+年金収入の合計が120万円超	1,300円

(3) 居住費 (外泊中もベッドが確保されている場合に限り算定させていただきます。また、減額の方は7日目以降は一般の方と同じご負担となります。)

個室 1,728円/日 多床室 437円/日

※令和6年8月より多床室は437円/日になります。

ただし、以下の要件に該当される方は下記の料金を減額されます。

区分	負担金/日	
	個室	多床室

第1段階 生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	550円	0円
第2段階 市町村民税世帯非課税で合計所得＋年金収入の合計が80万円以下	550円	430円
第3段階 市町村民税世帯非課税で合計所得＋年金収入の合計が80万円超	1,370円	430円

(4) その他費用

施設での日常生活をする上で必要な経費

教養娯楽費(倶楽部やレクリエーションで使用する折り紙・色画用紙等の材 200円/日料や風船・ボール等、ビデオ・カラオケソフトなどの提供費用)

理美容代 1回につき 1,000円

洗濯代 実費(コインランドリー1回100円)

電気器具使用料1日1点につき 50円(消費税別)

5. 利用料金の限度額

(1) 基本料金の限度額

施設利用による1割、2割又は3割負担額が高額になる場合は、次の区分による限度額が設定されます。

- | | |
|---|------------|
| ① 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上 | 140,100円/月 |
| ② 課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満 | 93,000円/月 |
| ③ 市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満 | 44,400円/月 |
| ④ 第3段階 市町村民税世帯非課税で合計所得＋年金収入の合計が80万円超 | 24,600円/月 |
| ⑤ 第2段階 市町村民税世帯非課税で合計所得＋年金収入の合計が80万円以下 | 15,000円/月 |
| ⑥ 第1段階 生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 | 15,000円/月 |

6. サービスの利用及び契約の終了

(1) サービスの利用について

サービスを受ける対象は、要介護認定で要支援1～要支援2又は要介護1～要介護5に認定された方です。

利用の決定と同時に利用契約を結び、サービスの提供をいたします。

★別に居宅サービス計画の作成を依頼され、居宅でのサービスを受けている場合は、事前に居宅サービス計画を作成された介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用契約の終了について

① 利用者の都合で利用契約を終了される場合

現にサービスを利用されている以外は、契約終了の申し出があれば、いつでも解約することができます。この場合、別表に示したその後の予約は無効となります。

② 施設の都合によりサービスを終了する場合

施設のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書により通知します。

③ 自動的に終了

- ・利用者が他の介護保険施設に入所されたとき。
- ・利用者が要介護認定において非該当(自立)と認定されたとき。
- ・利用者が死亡したとき。

(3) その他の理由による契約の終了

- ① 利用料金が滞納したとき。サービス利用料金が滞納し、支払いの催告をしてもなお支払いに応じないとき。
- ② 施設や施設職員及び他の入所者等に対して乱暴、粗暴その他迷惑を及ぼした行為を行ったとき。
- ③ 利用者が病院等に入院されたとき。
上記のような場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

7.施設の運営の方針等

(1) 運営の方針

当施設はリハビリテーションと介護を中心に、利用者の身体的・精神的機能の維持向上を図り、在宅復帰並びに在宅における生活を支援することを目的とする施設です。そのため個々の利用者に対し介護計画(ケアプラン)を立てて、機能向上を目指し

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会については、9:00～18:00の間とし、他の入所者の迷惑にならないようにしてください。
- ② 飲酒・喫煙について
飲酒については、当施設入所中は、理由の如何に関わらず一切飲酒できません。
喫煙については、施設内及び敷地内は全面禁煙となっています。
- ③ 設備・器具等持ち込み利用
当施設備え付けの設備・機器以外の持ち込みについては、原則としてできません。
必要な機器については、事前に支援相談員または介護職員に相談してください。
- ④ 金銭・貴重品などの管理
お金や貴重品類等は施設へ持ち込まないでください。やむを得ず所持しなければならないときは、施設事務所で必ず、退所されますときにお返しいたします。
- ⑤ 所持品について
施設での生活上必要なもの(衣類・洗面具・タオルなど)については、利用者の氏名等をわかりやすく明記してください。
- ⑥ その他
宗教的活動
特定の宗教団体等への加入及び脱退などの外宗教的活動は一切出来ません。
施設内でのペット類等の飼育はできません。
その他施設の管理上必要な事項に関しては、利用者各位に協力をお願いすることがありますので、ご協力ください。

8.緊急時の対応

利用者に容体の変化等が生じたときは、協力病院などに連絡し必要な処置を講ずることとするほか、利用者の家族に速やかに連絡します。

主治の医師等

病医院名	医師氏名	住所	電話番号

緊急時家族連絡先

氏名	続柄	住所	電話番号

9.非常災害対策

(1) 災害時の対応及び防火設備等

非常時災害等が発生及び発生することが予想されるようなときは、施設職員で組織される防災組織によって入所者の安全に努めます。また、入所者の家族にも状況について連絡し、必要な処置を講じます。

施設防火設備として、スプリンクラー・消火器・消火栓等のほか、災害等を入所者に

知らしめるため館内非常放送設備や館内誘導灯等を設置しております。

(2) 防災訓練

施設の防災訓練は規定によって年2回以上実施することになっています。

(3) 施設防火責任者(防火管理者)

施設の防火管理者は、消防署において研修を終えた者が、防災に関する一切の責任と権限を有する者として選任されています。

10. 事故発生時の対応

(1) 初期対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

(2) 病院への診察依頼

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関(済生会中和病院)又は他の専門的機関での診療を依

(3) 家族及び市町村への連絡

前2項のほか、当施設は利用者の家族等及び市町村に対し速やかに連絡します。

11. 虐待防止について

施設は入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 事業所はご利用者が成年後見人制度をできるよう支援を行います。

(2) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職: 介護福祉士 氏名: 保田 祥宏

12. 第三者評価の実施状況について

(1) 実施の有無 有 ・ (無)

(2) 第三者評価の実施した直近の年月日

(3) 実施した評価機関の名称

(4) 評価結果の開示状況 有 ・ (無)

13. サービスに関する相談等

当施設利用に関する相談・苦情などは下記の者に申し付けください。

*シルバーケアまほろば 支援相談課 TEL 0744-46-1311

また、以下の公的機関においてもご相談が可能です。

*桜井市役所高齢福祉課 TEL 0744-42-9111(代)

*奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口

TEL 0120-21-6899 (フリーダイヤル)